## 社会資本整備審議会河川分科会(第9回)議事録

平成15年2月4日

#### 1 開 会

【事務局】 それでは、 委員がまだ到着されておりませんが、定刻となりましたので、 ただいまより第9回社会資本整備審議会河川分科会を開催いたします。

私、事務局を務めさせていただきます、 でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、会議に先立ちまして御報告でございますが、本日の議題の一つであります「天塩川水系等3水系に係る河川整備基本方針の策定について」、これを調査審議していただくため、臨時委員といたしまして、天塩川水系に関して北海道知事、富士川水系に関して山梨県知事及び静岡県知事、大淀川水系に関して宮崎県知事及び鹿児島県知事にお願いをいたしております。

次に、お手元に配付しております資料の御確認をお願いいたします。

議事次第の後に委員会名簿、配席表、次に資料の目次がございます。資料1といたしまして「河川整備基本方針検討小委員会報告」。2が三つございまして、2-1、2、3とそれぞれ天塩川水系、富士川水系、大淀川水系の河川整備基本方針の案でございます。3 も3-1から3まで3種類ございまして、今申し上げた3水系についての工事実施基本計画と河川整備基本方針の案を対比したものでございます。資料4が「河川分科会答申(案)」というもの。その後に、参照していただくために、前回お配りしました資料を二つ。中間取りまとめと模式図がお手元にあるかと存じます。資料5といたしまして、ヨーロッパ水害の報告でございます。資料6が今国会提出予定の河川局関係の法案でございます。最後に、資料番号は打ってございませんが、参考までに来年度の河川局関係の予算概要でございます。

資料は以上でございますが、不備がございましたら事務局にお申しつけいただきたいと 思います。

本日の委員の出席状況でございますが、12 名の委員の御出席をいただいております。 河川分科会委員総数 15 名に対しまして3分の1以上に達してございますので、本分科会 が成立していることを御報告申し上げます。

それでは、分科会長、よろしくお願い申し上げます。

### 2 議事

(1) 天塩川水系等3水系の河川整備基本方針の策定について

【分科会長】 本日は、委員の皆様には、御多用中のところを御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の第1の議題は「天塩川水系等3水系に係る河川整備基本方針の策定について」で

ございます。

本件は、去る平成 14 年 9 月 27 日付で国土交通大臣から社会資本整備審議会長に付議され、同年 10 月 2 日付で同会長から河川分科会長に付託されたものであります。

これを受け、河川分科会としては、効率的かつ密度の濃い審議を行うことが必要と判断 し、河川分科会運営規則に基づき、当分科会のもとに河川整備基本方針検討小委員会で御 審議をいただきました。

小委員会での御審議の経過及び結果につきまして、 委員長より御報告をお願いいたします。

【委員】 河川整備基本方針検討小委員会で委員長を承りました でございます。

お手元に資料1として「河川整備基本方針検討小委員会報告」がございますが、これに 基づいて御報告させていただきます。

なお、報告の実体の分は資料 2 - 1、 2 - 2、 2 - 3となっておりますので、ご覧いただきたいと思います。

天塩川水系、富士川水系、大淀川水系の各河川整備基本方針を議論するため、昨年の 10 月 17 日と 11 月 15 日の 2 回にわたり小委員会を開催いたしました。

小委員会には、各河川の地元の代表として、メンバー表は次のページにございますが、 天塩川水系については 専門委員、 専門委員、富士川については 専門委員、大淀川については 専門委員。それぞれ河川工学の専門家及び流域の文化等に造詣の深い方ということで御参加をいただきまして開催いたしました。地元事情を踏まえた活発な意見が交わされまして、各河川の整備の基本方針について議論いたしました。

まず、全体として長期的な目標を示した河川整備基本方針を議論する上で、現時点における整備状況をわかりやすく整理する必要があるとの議論がございまして、別途参考資料として、河川管理施設等の整備状況として整理することといたしました。

そのうち、大淀川の治水安全度をこのたび見直すことにいたしましたが、その検討を行いました。その際、全国のバランスとの関係から、各水系の治水安全度と流域・氾濫域での人口、資産等との関係について整理する必要があるとの議論がございまして、各水系について、これらの指標に基づいて整理を行いました結果、大淀川の治水安全度を、従前が70分の1でございますが、150分の1に上げる案が妥当であるとの結論に至りました。

次に各水系でございますが、天塩川水系につきましてはサロベツ湿原の環境保全の重要性について議論がありました。支川サロベツ川の治水対策として従来から検討されていました放水路計画を今回の河川整備基本方針の策定をもって白紙にするという方向で確認されました。

それから、河道のショートカットによりできました旧川又は三日月湖と言っておりますが、その管理について議論がありまして、従来は廃川処理をしていましたが、今後は、旧川の環境保全の観点から、事情が許せばそのまま存置するというように河川管理を行っていく方針であることについて確認いたしました。

また、特に天塩川水系は延長が長く人口密度が低いという特性があって、その水防対策についてはどのような観点から臨むかという議論があり、重要水防箇所を中心に、背後地の土地利用を考慮して効率的・重点的な水防活動が可能となるよう河川管理を行っていく必要があると確認されました。

次に富士川水系でございますが、河口周辺での海岸線が後退している問題について、その原因に関する議論がありました。砂利採取や河床低下等の調査状況についての報告を踏まえまして、今後も流域全体での総合的な土砂管理に関する調査・研究、また必要な対策をとっていくこと、海岸への土砂供給の観点も含めて安定した河道の維持に努めていく方向を確認いたしました。

東海地震の発生時に河口から遡上する津波対策や地盤の液状化対策について議論があり、堤防の耐震化を進める必要があること、また、津波対策は高潮対策により堤防の高さを確保しているということが確認されました。

次に大淀川水系でございますが、治水安全度を上げることにより洪水調節施設による調節流量を従前は  $500~m^3/s$  としておりましたが、これを  $1,000~m^3/s$  に増加させる必要があり、その実現可能性について議論となりました。それに対して、新規ダムの建設ばかりではなく、既存ダムの有効活用などの複数の検討案の報告を踏まえ、その実現性が確認され、具体的な事業実施は河川整備計画の策定時において位置づけることといたしました。

近年頻発している内水被害に関連して、内水発生区域での新たな建物等の立地による被害増大について議論がありまして、洪水危険区域図の公表等による水害の危険性を周知する必要性や、都市計画行政との連携の重要性について確認いたしました。

内水排除計画について議論となりまして、大淀川水系全体の治水計画には、内水排除を30分の1の安全度として検討されていることや、その効果が一応治水計画に計上されているということを確認いたしました。

以上のような議論を踏まえまして、本日配付されております各水系の河川整備基本方針 案を取りまとめた次第でございます。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。 特にございませんでしょうか。

本日臨時委員として御参加いただいている各県知事の皆様方も、御発言がございました ら、どうぞ御遠慮なくお願いいたします。

それでは、御発言がないようでございますので、付議案件に対する当分科会の結論を出 したいと思います。

ただいま御審議いただきました天塩川水系等3水系に係る河川整備基本方針の策定につきましては、当分科会として適当と認めることといたしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

## 〔「異議なし」の声あり〕

### 【分科会長】 ありがとうございました。

それでは、社会資本整備審議会運営規則第8条第2項により、分科会の議決は会長が適当と認めるときは審議会の議決とすることができることとされておりますので、本件につきましては、会長の御承認を得て審議会の議決といたしたいと存じます。

## (2) 2002年ヨーロッパ水害調査団報告

【分科会長】 本日の第2の議題は「新しい時代における安全で美しい国土づくりのための治水政策のあり方について」でございますが、その前に報告事項がありますので、そちらの御説明からお願いいたします。

それでは、欧州水害調査報告からお願いいたします。

## 【事務局】 でございます。

お手元の資料5と、印刷しております「2002 年ヨーロッパ水害調査報告」、これについて御説明いたします。まず、5枚物の資料5と書いてある概要版で簡単に説明させていただき、その後、調査のときにチェコからビデオをいただいてまいりましたので、皆さんに、特にチェコの水害概況について見ていただきたいと思います。

それでは、資料5をごらんください。

この洪水の原因でございます。旧東ドイツ、チェコを流れているエルベ川の概要でございますが、8月1日から13日まで豪雨がありまして、北海から移動してきた低気圧がサハラ~バルト諸国にかけて張り出した高気圧によってブロックされたということで、オーストリア、チェコ上空に数日間停滞して、この豪雨が生じたということであります。

この降雨はピークを二つ持っておりまして、8月の前半、7日から8日にかけて降りまして流域が飽和して、その後11日から13日まで激しく降ったということで、地中に浸透することなく流出し、既往最大の洪水になったということであります。

ちなみに、旧東ドイツの世界遺産に指定されているドレスデン、これも世界遺産に指定されているチェコのプラハでございますが、通常は冬洪水が多いところで夏洪水は少ないのですが、単純に比較すると平年の7倍から4倍の豪雨であったということであります。

下に絵がかいてありまして、8月1日から10日までの降雨と11日から13日まで。特にドレスデン、プラハにかけて、200から300、真っ赤なところ、ここに集中的に降ったということであります。

水位、流量の確率でありますが、ことしの6月ぐらいを目途に専門家の方で検討しておりますが、聞いた範囲であれば 200 分の1から 1,000分の1、既往最大規模であったと。特にプラハでは 500分の1程度であったと言われております。

2ページ目でございますが、災害の状況の絵を載せております。ドレスデンにツヴィンガー宮殿という非常にきれいな宮殿があるのですが、ここも浸水しております。これは外水からの浸水ではなくて、外水が上がったことによって地下水が上がりまして、このきれいな庭園の噴水のところから水が吹き出して庭が水浸しになった。これは外水でつかったわけではありません。

このように 8 月 11 日から 13 日にかけて集中豪雨が生じて、まず、中小河川が氾濫いたしました。その後チェコからゆっくり流れてきて本川が氾濫し、その後ドレスデンのツヴィンガー宮殿のように地下水位の上昇による被害があり、特に建築物の浮き上がり等の被害があったということであります。

特にドレスデンの下流。ドレスデンから上流は堤防がありません。ドレスデンから下流に堤防があるのですが、そこのザクセン・アンハルト州というところですが、堤防が 16カ所破堤して 340km2 も浸水した。

この絵の左側の三つ目ですが、これはプラハの地下鉄であります。矢印のところまで水につかった。聞くところによると、旧共産党時代、核シェルターのためにかなり深く掘っ

たということと、冬非常に寒いということで、いまだに地下鉄が不能になっております。 電気系統もそうなのですが、特に乾かすのに時間がかかっている。かなり張りめぐらされ ているようであります。

被害額でございますが、ドイツでは 92 億ユーロ。これは直接被害でございまして、家屋とかホテル、レストランの休業等の間接被害は除いて、日本円で約1兆 1,000 億円だそうでございます。

3ページ目であります。流域の河川計画・管理でございます。

ドレスデン下流、これは堤防があるところでございますが、計画は 100 年に1回規模で計画をしておりますが、実際は、旧東独地区にあったため、堤防の材質、高さなど管理水準が低い。ここに写真は載っておりませんが、破堤の写真を見せていただきますと、切り株がごろごろ出ております。木をそのまま埋めてしまったというので、そこが腐って空洞になったのも破堤の原因になったと言っておりました。

それから、後ほどビデオでもお見せしますが、ドレスデンやプラハのような周辺の町並みが世界遺産になっているところについては、堤防をつくらずに河畔式特殊堤防。モバイルレビーと呼んでいます。鉄板を重ねて、兵隊さんが写っているところであります。1mほど、多くて1m50ほどのモバイルレビー、こういうもので整備している。ただ、これさえも反対している地元がありまして、そこは浸水被害を受けております。

それから、日本にいたときに、よく「ダムの決壊」という言葉を耳にしました。NHKの報道でも「ダムの決壊」と言っておりました。地元でいろいろお聞きしましたところ、そのほとんどは日本で言う堤防であった。また、一部の小規模ダムの洪水吐きとか調整池の堤防が損傷を受けておりますが、ダムの決壊はないということを聞いてまいりました。ドイツでは水をさえぎる施設をおしなべて「ダム」と呼んでいる。ダム、ダイヒ、ダイク等いろいろ呼んでいますが、ダムというのは堤防であるということを言っておりました。

また、ドイツでは無堤部における氾濫域、有堤部における日本で言う堤内地側の氾濫域についても、もともと、ヨーロッパ各国ですが、新築規制等の土地利用規制がなされております。しかし、本洪水を契機として、例えば氾濫域内の倒壊家屋は移転させるなど、氾濫域の土地利用規制をより強化する予定と聞いております。これについての法案の準備をしているとのことでございました。

また、ドイツでは過去 150 年間で 85 %氾濫域が減少している。堤防をつくったり、舟運のために直線化と言っておりました。そのために、今回は異常な洪水ですから、この直線化は直接影響はないと言っておりますが、しかし、本洪水を受けて、できるだけ氾濫域を確保することや、一部の舟運のための水門の改築が中止になったということを聞いております。

また、森林の保水能力について聞いてきたのですが、これについては日本と同じようにもともと計画には組み入れられていない。しかし、できるだけ保水能力の保持 - 伐採以上の植樹とか、地面の浸透能の回復、こういうことに努めるという、計画論ではない精神論でこういうことをやっているということでございます。

次に防災・減災、危機管理システムでございます。

ドイツは日本と違いまして州が力を持っておりまして、連邦は調整だけということでございます。実際には州の中で郡に実務がゆだねられている。特に技術支援隊と申しまして、

連邦の下にあるんですが、それが派遣されます。専門のボランティア組織ですが、こういう方々が非常に威力を発揮した。技術支援隊というボランティア組織に一定期間参加すると兵役が免除されるということがあって、参加数がかなり多いと聞いております。

ただ、このように郡ごとにばらばらに管理しているということがありまして、一部でトラブルがあったそうです。例えば上流の郡で堤防が破堤し、その氾濫水が下流の郡を襲った。下流の郡は下流の堤防を爆破し氾濫水を川に戻したところ、その3日後に、上流でもまだ氾濫水が残っていたということで上流も爆破した。そうすると下流で爆破したところが一時危なくなってしまったということで、上下流の連係がなっていないということで、日本の水系一貫が非常にいいと逆に褒められたということもございました。

また、ドレスデンがあるザクセン・アンハルト州、これは堤防のあるところでございますが、本川、支川を合わせて 35 カ所破堤があったんですが、そのうち 18 カ所は氾濫水を戻すために堤防を爆破しております。 2 カ所は下流の薬品工場等を守るために爆破したと聞いております。

また、ここは軍隊がありますので避難が整然と行われ、トータルで 27 万人、チェコだけで 22 万人避難しております。避難勧告に従わない人は郡が強制的に避難させたということであります。

また、州が水位予測に基づき警報を出して、郡長さんがそれに基づき避難勧告をしているのですが、情報が錯綜し一部避難住民がパニック状態に陥った例があったけれども、全体としてはスムーズに行われた。そして現状保全というのをちゃんと群がやったということでございます。ただ、特徴的なのは、被災者、救援者、隣人、家族に対する地元の医師等によるカウンセリングが開始されているということで、メンタルヘルスについて非常に重要視しているということでございます。

情報でございますが、ドイツではラジオが利用され、最終的には地域の情報を伝えるラジオが有効であった。テレビ、ラジオのうちラジオが有効であった。チェコでは 22 万人避難したのですが、停電のためサイレンが有効だった。我々が行く前まではチェコはITが余り進んでいないと思ったのですが、ITがかなり進んでおりまして、防災関係機関の連絡には専用回線を持つ携帯電話を使っていたということで、これは一緒に行った内閣官房等々、非常に参考になるということでございました。

マスコミの対応でございますが、今回は旧東ドイツに被害があったということで旧西ドイツからの支援が多く集まり、統一後 12 年にして初めて一体感が出てきたという話と、EU、日本を初め世界各国から支援が集まって復興に役立っているということでございます。

マスコミの果たした役割としては、情報収集・提供の点で混乱も多かったわけですが、 今後は対策本部の中もしくは隣にマスコミを入れるべきだという意見も挙がっていたよう でございます。

ハザードマップはできるところもあったのですが、住民に十分行き渡ってはいない。今 後の普及が望まれる。

4. ですが、被災者に対する支援、保険でございます。

今回の洪水が非常に大きく異常であったということで、今回に限って法案をつくったそうです。被災者を支援する法案で、住宅を含めて直接被害を 100 %支援するということ

をやっております。旧東ドイツでは氾濫域の住民は水害保険に入ることを義務づけられていたのですが、統一後はそれが義務づけられていないということでございます。

それから、今回、保険に入っている人、入っていない人がいるのですが、保険に入っている人はそれを差し引いて、保険に入っていない人は、例外的に今回に限り 100 %支援するということだそうでございます。

これは聞いた話ですが、ちょうど選挙期間中であったということがあって、緑の党の応援を受けるべく、当選したシュレイダー首相がいろいろリップサービスもしたというふうに周りから聞いております。

保険制度でございますが、水害保険がありますけれども、発生確率が 10 年に1回よりも氾濫する確率が高い氾濫しやすい場所については保険会社が保険加入を認めていません。さらに、水害保険はリスクが高いため外国の保険会社に再保険をかけているとのことです。ただ、今回のように 100 %補償するということであれば保険会社が猛反発するということで、現在連邦と保険会社の間で今後のあり方について議論をしているそうです。

それから、日本の災害リスク図みたいなものは、ドイツでは保険会社がデータをもらってWebGISで運用して、これで保険料率の算定をしている。今までは堤防のあるところは安全だということだったのですが、これからは堤防があっても100%安全ではないということで、保険料率を変えていく方向で、どう変えるかは難しいのですが、検討しているということでございます。

これから 12 分ぐらいのビデオを見ていただきます。ビデオのバックに流れている曲はチェコの有名な作曲家スメタナ(1824 ~ 1884 年)が作曲した「交響詩 わが祖国」の第 2 曲「モルダウ」でございます。モルダウというのはエルベ川の支川、プラハを流れているブルタバ川のドイツ語名でありまして、チェコ国民の愛国心を象徴する傑作として、現在チェコで毎年行われているプラハの春音楽祭で初日に必ずチェコフィルハーモニーが「わが祖国」全曲を演奏するということであります。

あとはビデオの中で適時御説明したいと思います。

よろしくお願いします。

#### 〔ビデオ上映〕

これがモバイルレビーです。

地下鉄の入り口です。

これは橋にひっかかった船を爆破した模様のようです。

これは火力発電所で、どうにか火力発電所の浸水は免れたとのことです。

これをよくごらんください。操縦不能になったはしけが橋にぶつかりそうになったので、 ヘリコプターから爆弾をおろして爆破しました。制止を振り切って危険区域に入った人に 当たって死亡したということがNHKのテレビでも放映されました。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、御質問等ございましたらどうぞ。

【委員】 感想ですけれど、これは8月1日から 13 日で降雨量 250mm。日本ではこんなことでは大きな災害は起きないですよね。去年の台風6号なんて岐阜県の山間部では500mm 以上降っていますし、これは当然のことながら川の形態や地形の違いだろうと思

うんです。

一つ伺いたいのは病院がどうしたかということなんですけれども、お調べになりましたでしょうか。多分電源設備は地下にあるだろうと思うんです。それが当然だめになったと思うんですが、病院は致命的なことになったんじゃないのか、そのあたりを。

【事務局】 ドレスデンで、心臓病患者をとにかく搬出しなければいけない。搬出したことによって亡くなってしまった事例がありまして、裁判ざたが起こっているということで、電気系統と病院がだめになったというのと、マスコミも放送局のいろいろな電気系統。発電機が地下にあって使い物にならなかったという話を聞いてまいりました。

【委員】 ありがとうございました。

【分科会長】 どうぞ。

【委員】 2点御質問したいんですが、1点は、全額政府がお見舞いするということに保険会社が反対しているというのは、わかるようですけれど、詳しく説明していただきたいと思います。

それから、氾濫区域を拡大する施策であるというふうに聞こえましたが、もともとここは東西ドイツの境界みたいなところになっていて、余り土地利用が進んでいなくて、割合その政策がやりやすいのではないかと思うんですが、その2点をお願いします。

【事務局】 2点目からお答えします。

今、 委員がおっしゃられたとおりでありまして、日本のように行くところがないと ころと違いまして、まだまだ氾濫域はあります。

ヨーロッパの特にエルベ川については、堤防が大体二つありまして、夏堤防が川のすぐそばにある。冬堤防が大分外側にあります。この間、氾濫域なんですが、日本で言う高水敷なんです。ここに昔の土地利用で家が建っていたり、農耕したりしています。そういう人たちに移転してもらうということで、日本と違って非常に移転しやすいところで、もともと規制されているところなのですが、それを強化する。ですから、これを直接日本に当てはめるというのは非常に難しいということをつくづく感じました。

それから1点目の保険の話でございます。要は、何でもかんでも国が 100 %やるのであれば、保険で言うと互恵保険みたいになってしまいますので、保険会社が民間として成り立たない。民間も今、10 分の1よりも氾濫しやすい場所であってもリスク評価をしようという動きと、もう一つは、堤防があるところは安全と今までは考えていた。ところが、堤防があるところでもいつ破堤するかわからないということで、堤防があるところでも何らかの形でリスク評価していこうという動きがありますので、とにかく連邦に対して、今回は例外的なものなのでちゃんと考えて、民間が保険会社としてやっていけるようにしてほしいという言い方でございました。

【分科会長】 どうぞ。

【委員】 二つ伺いたいんですけれど、一つは、例えばここ 10 年くらいの経年的な雨量の変化などというのは出ているのでしょうか。ふえているということがあるのかどうか。

もう一つは、出水後の下水道とか衛生のことが非常に気になるんですけれども、回復過程で下水道がちゃんと機能したのかとか、衛生問題はどうだったのか伺いたいと思います。

【事務局】 まず、2点目ですが、かなり下水道があふれまして、衛生的に問題になりかけたというのは聞いております。

1点目ですが、最近雨が非常に少なくなってまいりまして、本編の 36 ページをお開きください。例えばブルタバ川。プラハを流れている川ですが、これを見ていただくとだんだん流量が減ってきているんですね。ところが、2002 年になって急に既往最大に来たというのがあります。したがって地域の方々は、ずっと減ってきているので、まさか来るとは思っていなかった。それが急に既往最大。 500 分の1とか言われてはいますが、急に来てしまったということで、かなり驚いたということだそうでございます。

【分科会長】 どうぞ。

【委員】 資料5の4ページの2段落目ぐらいだと思うんですけれど、郡が強制的に避難させたということですが、日本の災対法と比べたときに、強制的に避難させるというのは、軍隊がやったとおっしゃいましたっけ。そうすると直接強制みたいな.....。

【事務局】 ここは郡長が避難命令を出して、命令に従わなかった方もいたわけです。そういう方々に対して、郡長が軍隊に要請して軍隊が強制的に避難させたということです。

【委員】 強制的に避難させたということは具体的な法的な仕組みとしてはどうだったのかというのが一つと、ビデオで危険区域に入った人が命を落とされたというケースがございましたけれども、これは損失補償なのか、無補償なのか、損害賠償なのかというあたりをお伺いしたいと思うんですけれども。

【事務局】 詳しいことはすぐ出てこないのですが、もともと郡が避難の計画を立てておりまして、法体系上、今持っていませんが、強制的に排除できるというふうになっているそうです。

二つ目ですが、これは日本でもNHKテレビで有名になったものですから、損害賠償は どうなったんですかと聞いたのですが、今検討中という言葉しか返ってきませんでした。 要は危険区域内に入ってしまったわけですよね。それで当たって死んでしまった。ただ、 爆破命令を出したのはプラハ市長なんです。その辺について明確な回答はいただけなかっ たのが実態であります。

最初の話については、先ほど申し上げたように、法的な強制力を持っているということ までしか今はわかりません。

【委員】 多分直接強制ということなんでしょうね。

【分科会長】 どうなんでしょうかねえ。

【委員】 軍隊ですし。

【分科会長】 そもそも日本とヨーロッパとは法律の感覚が違うでしょうから、自分の責任だという面もあるんでしょうね。危険を知った上で入って、危険への接近を自分でやったのだから、そのために生じたことについては自分が責任をとれというのと、今の話はプラハ市長が命令したんですか。

【事務局】 はい。

【分科会長】 だから命令が適切だったかどうかという争いとか、両方絡むんでしょうねえ。どうなるんでしょうか。

委員どうぞ。

【委員】 私も二つお伺いしたいんです。

一つは単純なことなんですが、先ほど爆破によって死者が出たという話があったんだけれど、水害による直接の死者は何人ぐらいあったのか。報告のどこかに書いてあるのかも

わかりませんが。

【事務局】 あります。本編の 15 ページをお開きください。ただ、今、 委員が言われたような直接水害による死者はなくて、間接的なもので 16 名。きょうは説明しなかったんですが、フランスのローヌ川でも死者が出ましたが、全員が、不注意といいますか、逃げろといったときに車に乗って逃げたそうです。そして全員が車の中で溺死した。死亡者の全員が車の溺死で、日本であれば車をやめて逃げるところですが、随分国民性が違うなと。ですから洪水によっておぼれ死んだのではなくて、不注意で死んだという報告を受けております。

【委員】 それから、氾濫域については土地利用規制というのは昔からの考え方だと思うんですが、最近は欧米でも氾濫原へ人間が進出していっているんでしょうか。ふえているんですか。だから規制を強化しようという方向もあるんでしょうか。

【事務局】 氾濫原が 150 年間で 85 %減少した理由の一つは、堤防をつくったりして農業とか家屋が建ってきたということだと思っています。

【委員】 やっぱり欧米でも沖積地とか氾濫原へ人が出ていっているんですね。

【事務局】 はい。

【委員】 それから、これは感想として聞きたいんですが、私は最近しきりにアジア変動帯とヨーロッパの安定帯との違いというようなことを強調している中で、土地利用としては、氾濫原というのは変動帯の谷底のような川では極めて低いということを言っているんですが、全体を見られたときに、1兆1,000億円も被害が出たというんだから、かなり人が住んでいて活動しているような気もするんだけれど、高台に住んでいる住まい方と氾濫原に住んでいる住まい方を実際に見られて、私の言っていることが間違いだと困るので、何かコメントをいただければと思いますが。生産・生活の主体は上の方にあるという見方でよろしいでしょうか。

【事務局】 そうだと思います。特にプラハでは、旧市街、大使館があるところが水につかったわけです。モバイルレビーがあっても水につかったんですが、工場とか、プラハ城とか、そういうものは高台にあって、大使公邸も高台にあって、大使館が水につかったので、大使は大使公邸を開放して、そこで仕事をしたということで、工場とか、そういう生産性のあるものは高台が多いと思います。

【委員】 ありがとうございました。

【分科会長】 どうぞ。

【委員】 細かくて申しわけないんですけれど、最近、有事法制とか危機管理とかいうことも言われているので、一つはお願いといいますか、今の災害関係の法律といいましょうか、あるいは命令でも結構なんですけれども、原文で結構なので、もし資料がございましたら出していただけたらうれしいと思っております。

もう一つは、同じような話なんですけれども、資料の4ページ目で、被災者の住宅について 100 %まで支援するということがあっさりと書いてあるんですけれども、日本の阪神・淡路大震災のケースがございますよね。公金で私有財産をふやしていいのかという議論があって、何となく議員立法でそれを乗り越えそうになっているところがあって大変憂慮しているのでありますけれども、これはそれを乗り越えちゃっているというか、そういう仕組みなんでしょうか。

【事務局】 今回についてのみそういう仕組みをつくったと。日本では、委員おっしゃるとおり、阪神・淡路大震災でも個人住宅についての補償はしていない。議員連盟でそういう動きがあって、どう法案化するかはまだわかりませんが、それについては内閣府で検討していると聞いています。

今回のドイツの件は、世界の動き、日本の動き、そういうものも知っていて、ただ、選挙期間中であったということと、旧東ドイツの復興を一生懸命やらなければいけないというようなこともあったと聞いておりますが、今回についてのみの例外の法律をつくって100%補償すると決めたと聞いております。

【委員】 雨がどこに降ったかというのは資料の1ページにあるんですけれど、氾濫図というのはわからないので、お話を聞いていると中上流部なのかなと思うんですけれど、下流はハンブルクになるんでしょうかね。河口の方はどうなっていたのか。雨の降っているところが氾濫して、比較的下流では和らいでしまったのか教えてください。

【事務局】 チェコからドイツに入るドレスデンまでが無堤で、言うなれば上流・中流部。 ドレスデンが中流部で、河口までが下流部なのですが、今回は中流部のドレスデンのとこ ろまでで浸水は終わっております。

【分科会長】 よろしゅうございましょうか。

それでは、ここで休憩時間にいたしたいと思います。御多忙の中臨時委員として御出席 いただきました各道県知事の方々におかれましては、各水系の河川整備基本方針の審議も 終わりましたので、この後の議事につきましては、お忙しければ御退席いただいても結構 でございますし、そのまま参加していただいても結構でございます。よろしくお願いしま す。

再開は約 10 分後ですが、この時計で 40 分から再開いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### 〔暫時休憩〕

【分科会長】 それでは、時間になりましたので再開いたします。

(3) 第156回国会提出予定河川局関係法案について

【分科会長】 では、報告事項につきまして、今国会に提出予定の河川局関係の法案があるとのことでございますので、その件につきまして御説明をお願いいたします。

【事務局】 でございます。

お手元の資料 6 に沿いまして、河川局に関係する法案について概要を御説明申し上げます。

最初に社会資本整備重点計画法案でございます。これは前回も既に御説明しております し、大筋その方向で動いております。

簡単に御説明しますが、緊急措置法ということで、左側に「9本の事業分野別計画」という九つの四角い箱がございますが、このうちの二重線で囲まれているものが従来緊急措置法があったものでありまして、河川の場合治水の緊急措置法がございましたが、これらにつきまして、右にありますように一本の重点計画にまとめるということで、対象となる

ものについては、鉄道とか航路標識のように従来入っていなかったものも入れまして、全体として大きな重点計画をつくっていくということであります。

基本理念のところは、地方分権の徹底とか、地域特性、民間活力への配慮等を入れまして、さらに計画事項としまして、従来は事業の量という、いわゆる金額を書いていたのでございますけれども、それにかわりましてアウトカム目標ということに重点を置きまして、場合によっては分野をまたがるものについて、我々の生活が具体的にどういうふうによくなるかということを出していくという形の計画にしようということにしております。

そしてその上で事業を効果的かつ効率的に実施するための措置として、既存ストックの活用ですとか、コスト縮減、入札・契約の適正化等のことを書きまして、さらに、一番下に書いておりますが、計画案策定に当たりましてパブリックインボルブメント、地方公共団体の意見聴取等を進めて、みんなで考えていただきながらつくっていく。最近のやり方でありますけれども、こういう形でつくっていこうということを考えております。

具体的には、これから法案が通りまして、初年度、新年度になってからの作業になりますので、夏から秋ぐらいにかけて今後5年間の計画をつくっていくということになると思います。法律の形としては、昔のように何年から何年までの措置を決める法律ということで5年ごとに改正するということをやめまして、いわゆる恒久法にした上で、政令で定めるところによって5年ごとの計画をつくっていくという形を考えております。

2 枚目の資料ですが、この法律をつくることによりまして関係法律の整備がかなり多岐にわたりますので、関係法律の整備法というものがございます。私どもの関係では治山治水緊急措置法というものがございましたが、今回のものについては農水省の関係はこれに入っておりませんので、治水に関するものを除きまして、いわゆる治山緊急措置法という形になります。ただ、農水省で判断されまして、治山治水緊急措置法というものの中身は森林法の事業が多いものですから、森林法の中に取り込んでいくということになっておりまして、最終的には治山治水緊急措置法は都市公園や下水道と同じように廃止されていくことになっております。

道路については財源等の問題がありまして別途の法律がございますし、警察庁と一緒に やっております交通安全に関する措置法についても別途の法律があるということで、関係 法律の整備に関する法律が一緒に提出されまして、これについては年度内の成立を目指す ということで、先般閣議決定をして国会に提出したところでございます。

3 枚目の資料が特定都市河川水害対策法案でございます。これは従来から御議論いただいている内容等も踏まえまして河川局で検討を進めてきた内容でございますけれども、上から二つ目の箱のところから、フローチャートになっておりますものを説明させていただきます。

この辺は十分御承知だと思いますが、都市部で、平成 12 年の東海水害などかなり大きな浸水被害が頻発している。その背景として、ヒートアイランド化等によりまして、かなり短期間で狭い場所に集中豪雨が発生するという事態が発生しまして、そういう浸水被害の危険性が増大しているということで、余りに集中するものですから、河川に入る前に内水被害が生じるということがかなりふえているという状況がございます。

一方で、宅地開発等で指導要綱等でつくっております調整池について、一部の地域で埋め立てられるという問題も発生しているということでありまして、自治体等の対応だけで

はなかなか難しいということで、国の法律も必要だということが、真ん中にありますが、 市街化の進展等により、従来の河道整備、河道拡幅やダム建設の対策では防止が困難であ るということになりまして、新しいスキームによる浸水被害対策が必要であろうというこ とで、下水道部等と話をしまして、河川管理者、都市関係部局とも話をしまして、関係者 一体となって浸水被害対策を講じるということを考えたわけでございます。

一番下にイメージ図をつくっておりますが、従来の施策が外の水色の部分でありまして、河川局としては外水対策を進めている。下水道部で内水対策を進める。既存の下水道法に基づいて一定の対策を講じているということでありますし、水防法がありましてソフト対策もございますし、先ほど申しました指導要綱等の根拠となる開発許可等によりまして調整池等の指導ベースでやってもらっているということがございます。

これらについて、新しい法律の考え方、スキームですが、真ん中のところにありますように、まず、特定都市河川を指定するということをします。これはそれぞれの管理しているところ、大臣、都道府県知事に当たりますが、その上で総合的な浸水対策のための流域水害対策計画をつくっていく。この法律の書き方としては共同してつくるという言い方をしていますが、河川管理者、下水道管理者、都道府県知事、関係する市町村長が皆さんで一緒につくりましょうということの書き方を考えております。

こうして計画をつくりましたところについては、左の上にありますが、従来河川管理者は河川で工事をするということだったのですが、この都市河川の流域については、従来の河川から出まして、流域での貯留浸透施設の整備を河川局としてやる、河川管理者としてやるということを、この法律の新しい制度として考えております。

あわせまして、右側の一番下のところですが、既存の調整池については、現在、開発許可の際につくってもらってはいるのですが、その後のフォローができていないということでありますので、これの届出の制度をつくりまして、状況を把握するという制度を考えております。そのまま保全してもらうという義務づけというのも制度としてはあり得ると思いますが、地区によって程度が違うという事情もありまして、これについては届出をしてもらった上で、変更する場合には、これもまた届出をいただきまして、助言・監督をするという制度を考えたいと思います。

その一つ上ですが、土地の改変行為をする、特に水の流出がふえるような行為をすることについては貯留浸透施設の設置の義務づけを行う。これも実質的に今、指導要綱でやっておられるわけですが、それを法律上の制度として義務づけを行う。具体的には許可制度をつくっていくということを考えております。

ただ、これも、例えば宅地で更地になっているところに新しくつくるような場合には、 水の流出量は変わりませんので、田畑とか山林とか原野のようなところを新たに水が流れ るような、流出が大きい変更をする場合にだけ規制をするということですので、それほど 広い範囲にはならないだろうと考えております。

そういうことで民間サイドには既存の流出量を維持していただくということをした上で、公的主体で、先ほど申し上げた流域浸透施設の整備、これは下水道の方もそうですが、こういうことを進めていって、トータルとして少しずつ災害に強い地域づくりをしていきたいということであります。

ただ、その場合でもどうしても水害が発生することがあり得ますので、水防法と同じ考

え方ですが、都市水害想定区域、これは外水と内水でちょっと違う区域になると思いますが、それについて指定するという仕組みをつくりまして、これを公表していくということを考えたいと思っています。こういうスキームでございます。

あと、左にあります自治体による、既存調整池について管理協定を結んで承継効を持たせるとか、自治体で貯留浸透機能の義務づけを条例ですることができるという規定。これは下水道のサイドの話でございますけれど。それから他の公共団体による費用負担。これはかなり広範囲でやりますので、従来の下水道法ではそれぞれの下水道管理者が自分でやるという考え方になっておりましたが、複数の下水道管理者の間で費用負担をするという制度を設けるということでございます。河川法の方は既にこれは制度がございますので、この部分は必要ないということでございます。

以上のような都市水害法案というものを今検討しておりまして、今国会に提出すべく準備を進めておりますので、御理解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。 【分科会長】 ただいま御説明されました件につきまして、御質問等ございますでしょうか。

【委員】 私は初めて伺いましたので、大変すばらしい法律ができるんだなと思いまして、これは本当に制定される可能性があるというものですね。ちょっと感動的なんですけれど。 【事務局】 実はまだ案文を整理中でございまして、関係省庁とも、政府のやり方として、普通閣議決定をします。閣議決定をするということは全省庁の合意を取りますので、閣議決定のために、これから各省に協議をします。これはまだ協議する前の段階ですので、そういう意味で、プレス等にも発表しておりませんので取り扱い注意でお願いしたいと思いますが、これから関係省庁と話をして、話がまとまればということで。予算関連というのは先に閣議決定しまして、これは非予算ということで、3月の上旬までに閣議決定するということになっておりますが、順調に行けば、各省の了解を得る形で我々としてはまとめたつもりでございます。

【委員】 大変すばらしいので、頑張っていただきたいと思います。

それで、私人に対して効果があるような部分というのは、右側の土地の改変行為に対する 野留浸透施設の義務づけとか埋立行為の届出ぐらいということでしょうか。

【事務局】 実は小さいものまで全部対象にすれば効果は 100 %なのですが、一定の規模のものにしようと思っています。個々の家ですとそれほど大きなものはありませんので、かなり大きな、マンションを、地区全体を開発するようなデベロッパーの方ですね。そういう方がつくられる場合に貯留浸透施設の整備をお願いするということで、これは実際は指導要綱でやっておられますので、新しいことのように思いますが、実務上はやっておられるということなんです。

【委員】 私も、本当にすばらしいというか、義務づけというような責任者負担という考えがちゃんと出ていていいと思うんですが、この中で「特定都市河川の指定」とありますが、指定河川でやられるというのはいいんでしょうが、この中には一般論的な話もありますよね。ほかにも適用できる。そこで一つお願いしたいんですが、土地の改変行為に対する貯留浸透と書いてありますが、既成市街地のような既成の都市では、むしろ建てかえとかそういうときに貯留浸透を入れるというのはかなり容易にできるし、コストはほとんどかからないんですね。だから中長期的には土地改変だけじゃなくて、既成市街地に対する

建築 - 本当は都市計画だけでなくて、建築基準法か何か絡むんでしょうけれども、建てかえのときにはそういうものを入れるということをある種義務づけをするというのは結構有効な手段だと思うんですが。考えているスケールが違うかもわかりませんが。

【事務局】 理想としましては既存の市街地も含めてそういうことができればいいのですが、従来家をつくられた方は当時そういう規制がないわけですから非常に大きな財産権の制約になるということですので、基本的には新規につくられる方、つまり新しく入ってくる方についてお願いする。

既存のところはどうするかというと、あとはインセンティブですね。自治体によっては 補助制度を設けたりするところもございますので、そういうインセンティブでやっていた だく。義務づけというのは非常に大きなことでありますので。

【委員】 ただ、建てかえするときには宅地内排水もどうせ更新するわけで、それは考慮していただけると。

【事務局】 この考え方は、冒頭申し上げましたけれど、基本的には既存の町で既に町の 流出量があります。昔の町ですと.....。

【事務局】 ちょっと補足させていただければと思います。 でございます。

今の 委員の御質問に対してなのですが、「内水対策」と書いてある下水道法の枠と重なっているところを見ていただきたいのですが、「排水設備の貯留浸透機能の義務付け」というのがあります。括弧して「条例」と書いてあります。これは自治体が条例を定めればできる。そういう条例を定めることができますよという規定なのですが、排水設備というのは宅地から公共下水道に出るところの民間側の施設になるわけですけれども、これが昔の下水道法では、合流式下水道だったということもあって、水を漏らしてはならぬ、こういう技術基準になっていたのですが、数年前に改正されて、雨水であれば貯留浸透させることができるというふうになっております。これをさらに自治体が条例で、この区域については貯留浸透型のものにしなさい、こういう条例が定められます。こういう規定を置けるようにしております。ですから法律で直接は措置していないのですが、自治体がそういうものができるような措置はとっております。

【委員】 ミニ開発というか、各戸開発みたいなものにもそういうものを入れようという動きは実際に自治体であるので、わかりました。ここで扱えるということは大いに結構です。ありがとうございました。

【分科会長】 どうぞ。

【委員】 東海豪雨のとき、下流で破堤していて上流で下水道ポンプを吐いていたというので、何とも解決しようのない問題がありましたけれども、これによって何か道が出てくるのか。それから、福岡等で地下室で水死したという事例に対しては何かこれから武器が出てくるのか、お聞かせいただきたいと思います。

【事務局】 まず、排水ポンプの運転のお話についてですが、この法案の中では、下水道、河川一体で共同して計画をつくるということになっておりますが、運転調整についてはどういう考え方でやるのかということを計画事項として盛り込む、こういうことにしております。計画事項にして盛り込むという意図は、この計画自体を河川整備計画と同じように地域の意見を聞くという手続を策定のときに入れておりますので、そういう形で地域の理解を得ていこう。

東海水害のときに議論になりましたのは、新川町で町長さんがポンプをとめられましたけれども、その後地域から相当いろいろな声を受けたということがあって、地域に理解さていないというところが非常に大きいだろうということで、そこを解決しようということで盛り込んでおります。

2点目の地下の問題ですが、地下につきましては、御指摘の人が亡くなったというケースは、この法律で直接扱う、個々の雑居ビルのようなものはなかなか難しいのですが、不特定多数の方が利用する地下街ですとか、博多の駅のような空間ですね。あるいはデパートの地下のようなところ。ここにつきましては浸水想定を内水、外水両方公表いたします。そうしますと地下空間の管理者の方は、浸水の想定に対してどんな形で人的被害をなくす措置をとるのかという計画ですね。避難ですとか、そのための施設の整備ですとか、その計画をつくるよう努めてください。地下街の方が先にありますので義務化というのは難しいのですが、少なくとも努めてくださいということで、いわゆる努力義務と言っているものを入れようということで考えております。

【分科会長】 さんどうぞ。

【委員】 これはうまくいけば総合的な治水が法律になるというふうに思っております。 とてもいい法律が出てきたと感謝しています。

一つ気になるのが「既存調整池の埋立行為の届出義務」。ここはややこしいことがいろいるあると思うんですけれども、場所によっては、暫定調整池というのは何十 mm 改修で川が安全になったら埋めちゃっていいよということで暫定になっているところがあって、局所的には、この法律が通ることによって暫定調整池の埋め立てが、極端なことを言えば合法的に意見が出しやすくなるという局面もないとは言えない気がするんです。そこで「必要な措置」というのが出ているんだと思うんですが、例えば 50mm 改修で今安全。次は 70mm だ。70mm を踏まえて必要な措置の勧告のところにプラスアルファ、地権者の責任だけではなくて、だから暫定調整池はもう解除していいよとならないような手当てをぜひ。個々の自治体との御相談ということになると思うんですけれど、自治体によってはこの動きが心配に見えちゃうところもあると思うんですね。ぜひ細かい手当てをしていただきたいと思います。

#### 【事務局】 ありがとうございます。

この法律自体、そもそも通常の河川整備ではどうしても治水が成り立ち得ないようなところ、流域に御協力をいただかなければならないようなところで総合的な対策をするということでございます。

確かに過去の経緯といたしまして、調節池を暫定的なものという位置づけからスタートしたという経緯がある部分があることは承知しておりますが、この法律で扱わなければならないような流域というのは、そういう池もずっと機能を保持していただくことが必要だろう、そういう流域である。こういう認識でおりまして、少なくともそういう方向で新しくつくるものはつくっていきますし、今までのものもできるだけ協力して扱っていただきたい、こういう考えであります。

ここの意図ですけれども、既存のもので機能が失われる。一番困るのは埋め立てられて しまうということなのですが、その場合にここでは、事前にそういう池がどこにあるかと いうのがわかっていないといけないので、その池を指定するという段階で、どこに池があ るか確認をするという前段があります。その次に、そこの持ち主の方がこれを改変する、平たく言うと埋め立ててしまうという計画を立てた場合には、これを届け出てください。届出がありますと知事さんが判断をして、機能を保持する必要があるということであれば、例えばですが、埋めるかわりにピロティーにして機能は保持してくださいとか、別の場所に代替のものを用意してくださいということを勧告することができる。勧告ですので強制力は持っておりませんが、そういう一つの体系として扱うことで、できる限り既存のものも、土地利用ができるだけ制約されないで、なおかつ機能が保持されていくように。こういうことで考えておりますので、自治体にもぜひその辺の趣旨を御理解いただいて御協力をいただければと願っているところであります。

## 【分科会長】 どうぞ。

【委員】 2点ほどあるんですけれども、さっき地下の浸水のお話が出ましたが、地下の水害というのは、 委員が言われたように福岡で死者が出たものですから一挙にクローズアップされたところがあるんですが、昔から起きていまして、長崎でも起きましたし、鹿児島豪雨でも起きているんですよね。死者が出ないとなかなかニュースにならないということもあって、対策も進まないということがあるんですが、一つは、地下の防災管理室みたいなところで地上の状況が見られるモニターが必要だと思うんです。これはほとんどのところで多分つけていないんですよね。

私の知っている限りでは、八重洲の地下街はつけています。これは水害のためじゃなくて、もともとは例の全学連のゲバ対策か何かでモニターがついているんですけれども、そういうものを義務づけないと、地上がどうなっているかというのは地下では全くわからないということなんですね。これは今後の問題として考えなきゃいけないんじゃないか。これが一つです。

それから、この法律の中には、例えば危険地域の宅地開発規制のようなものは盛り込まないんでしょうか。危険地域の認定というのは非常に難しいと思いますが。例えば土砂災害防止法ですとレッドゾーン、イエローゾーンというのがあって、それぞれに規制を設けているわけですね。これからの都市開発の問題として大きな問題になっていくだろうと思うのは、例えば昨年大垣市の大谷川があふれて浸水したときに、あれは洗い堰なんですけれども、もともと遊水地としてつくっていたところを宅地開発をやってしまっている。だからああいうことが起きれば災害に遭うのは当たり前なんですね。ですからそういうところまで目指した、法律の中にそういうことを盛り込む必要があるんじゃないのかなと私は思っているんですが、そのあたりはどんなふうになっているんでしょうか。

【事務局】 1点目の地下空間を管理するためのいろいろな手だてについては、具体的中身をどうするかということは残念ながら今回の法案には入っておりませんが、既に住宅局さんと共同で地下浸水対策のためのガイドラインというものをまとめまして、昨年の夏に公表して、自治体等にも通知をしております。

これは中身は何かといいますと、それぞれの管理者の方が地下空間の浸水対策を考えるときに、こんな手だてがありますよ、こんな検討をしたらいいですよ、ということを御紹介したものです。これは、そういう設計をされる方と、自治体の側で建築指導等で審査をされる側の方に御理解をいただいて、残念ながらガイドラインですから任意の技術基準ではありますけれども、そういう形でまず御理解をいただいて進めていこう。その中に、お

っしゃられましたような、地上のセンサーと言っておりますけれども、そういう手段も幾つか紹介して、有効ですよということで進めております。

二つ目のお話は、これも今回提案している法案の中には特にそういう意味での条項は盛り込んでおりません。これから先は私の個人的な考えになりますけれども、昨年アメリカ等へ行かせていただいてFEMAなどの考えもお聞かせいただいたんですが、FEMAで洪水保険をやっております。危険地域にはなるべく人が住まないように誘導する施策は持っておりますが、決してそこに住むこと自体を規制をしているという感覚は持っておりません。住むなら御自由に、ただ、保険対象になりませんよ。こういうことでの誘導なんですね。

恐らく世界各国見ても、ヨーロッパはどうなっているか、もしあれだったら さんが 補足してくれると思いますが、制限をするということはかなり難しい課題だろう。しかも アメリカの場合でも、先に住宅がある、つまり、日本で言うなら既成市街地のようなとこ ろの場合には、本来ならずっと高いはずの保険料を割り引くという取り扱いもしているということで、既にあるものに対しては相当な配慮が要るだろうという誘導がされております。全体的には今後の大きな課題の一つではないかと思います。

【分科会長】 、何か。

【事務局】 委員がおられますが、 委員などが当時河川局の現役のばりばりだったころ、その少し前あたりから総合治水対策というものが始められて、都市河川課というものができたりしながらやってきたのですが、本格的にやり始めてから四半世紀になるわけです。四半世紀というときを迎えて、これについて中間総括的なものをきちっとしてみよう、こういう意図でございます。

その際、流域のいろいろな活動によって洪水の流出がふえるとか、環境問題もいろいろあるのですが、そういったことを、危険防止、災害防止という私たちの狭い観点からすると、どんどん規制を強化していくという方向が頭の中では考え得るのですが、財産権を法律で規制するということについては大きな壁がありまして、今の段階ではこの程度の、どう言いましょうか。これも大きな意味で国民的理解が得られれば、法律ですから、国会でつくろうと思ったらつくれないことはないのですが、現段階ではこの程度のことが限界だろうという案としてお示ししているわけです。

その中で、特に土地の改変行為。新しく改変する場合には、今まで義務づけているものを法律でもちゃんと義務づけるということをするのですが、ここには裏がありまして、今までは一定の宅地開発をする場合に流出増分について宅地開発者に責任を持っていただく。これが原形なのですが、場合によっては、流域全体としてもう少し大きな池が欲しいんだけれどというようなものを事実上お願いしているというケースもあるわけですね。

逆に言うと、そういったものは、この赤い新法の中では、右上の方で河川管理者自身がそういったことをできるようにするというものとセットの中で必要なものはちゃんと確保していく。あるいは、「既存調整池の埋立行為の届出義務」というところについては、これも義務づけられれば水害防除の点ではいいのですが、ここには先ほど言ったような大きな問題があるということで届出あるいは勧告というふうにしています。この意味合いとしては、届出、勧告ということによって一定程度事実上のそういったものを防ぐ効果を期待しているという面もあるのですが、それを言うとまた世の中おかしくなってしまって、法

律上そういったことを届出、勧告ということで期待することは本来許されるべきではないことであって、逆にこの場合においても、本当に必要だというものであって御理解が得られないものであれば、それについては国が河川管理者の責任においてやりましょう。そういうバランスをとった仕掛けとして考えております。

とにかくこういったことでスタートして運用していく中で、世の中全体の合意がどういう方向に進んでいくかによって、この法律が適切に運用され、あるいは適切に改正されていくことを期待しているということでございます。

【分科会長】 よろしゅうございましょうか。

それでは、この問題はこの程度にいたしまして、第2の議題に入りたいと思います。

(4) 新しい時代における安全で美しい国土づくりのための治水政策のあり方について 【分科会長】 第2の議題であります「新しい時代における安全で美しい国土づくりのための治水政策のあり方について」でございますが、前回の河川分科会における議論を踏まえて最終答申の案を事務局で作成されておりますので、御説明をお願いします。

【事務局】 でございます。

それでは、資料4の、まず、最後のページ、23ページをお開きください。

きょうに至るまでの審議経緯を簡単に書いてございますが、昨年4月4日にこの課題につきまして当分科会に諮問されまして、早速河川行政全般、5月21日は主に治水面について、6月6日は主に環境面について御議論いただきまして、その後、 委員、 委員に起草委員になっていただきまして、7月11日に、起草委員から出された中間取りまとめ案につきまして当分科会でも御審議いただいて、その後、8月13日から9月17日までの間、中間取りまとめに対するパブリックインボルブメントを行いました。パブリックインボルブメントの結果も含めまして、10月3日に、当分科会で中間取りまとめに対する主な意見について御議論いただいたところでございます。

その後、起草委員でございます 委員、 委員、 委員と御相談しながら、きょう資料4としてお示しいたしております最終答申の案を事務局として取りまとめさせていただいたところでございます。

まず、中間取りまとめから変わった主な点でございますが、中間取りまとめは、資料4の後ろの方に別途、第8回河川分科会資料1-1よりということでPIにかけた中間取りまとめを書いてございますが、中間取りまとめは、PIにかけるということと中間であるということで、おのおのの項目を箇条書にしておりました。今回最終答申ということで、全体の文章のつながりがわかりますように文章形式に全般を変えております。その関係上、「てにをは」の修正だとか、補足すべき文章が追加されております。

大きく変わった 2 点目でございますが、資料 4 を 1 枚めくっていただきますと目次案が ございます。この中の最後の 章「今後の治水事業の展開に向けて」という章が新たに加 わっております。

中間取りまとめの段階では、 章に書かれている内容も含めまして「主要な施策展開」の「安全で安心できる国土づくり」と「美しい国土づくり」に一緒に書いておりましたが、すぐに具体的施策として実施できる課題を最終答申の - 1 と - 2 の項目に書きまして、今後調査・研究を進めて、その後実施可能かどうか検討していくという課題につきま

しては、 の「今後の治水事業の展開に向けて」という項目に整理させていただいています。

具体的には 章の (1)の「総合的な水行政の展開」ということで、分科会でも御指摘が ございました各行政機関あるいは市町村、流域等を単位として、治水だけでなくて、水循 環も含めて行政を展開していくべきだということを挙げております。

(2)は「河川環境の整備と保全に関する目標の検討」ということで、従来は「美しい国 土づくり」の中に入っておりましたけれども、河川環境に関してどのような目標を設定す ることが適当なのか、まずその検討を進めていくべきであるということでございますので、 章に入れさせていただいております。

次に (3)の「治水事業のさらなる効率性の向上を目指して」ということで、従来は、安全な国土づくり、 - 1に書いてございましたが、この中の効率化の中でさらに効率化できる部分があるのではないかということで、特に予測の部分につきまして今後調査・研究していく必要があるということで、新たに の (3)として入れさせていただいております。最後の (4)の「地球規模の気候変動等への対応」でございます。従来 - 1の「安全で安心できる国土づくり」に入ってございましたけれども、地球温暖化あるいはヒートアイランド、海面上昇等につきまして今後調査・研究していくということで、 章に入れさせていただいております。

次に、新たに追加あるいは統合された部分につきまして簡単に御説明いたしますと、目次で言いますと - 1の (2)でございます。従来は治水事業の効率化の項目だけでございましたが、既存の治水施設、堤防やポンプ場等の維持管理も重要である、あるいは洪水時の水防活動も重要であるということで、効率化とあわせまして「信頼性の向上」ということを入れさせていただいております。

次に、目次の - 2の (1)、「河川等を活かした地域づくり等の支援」ということでございます。これは中間取りまとめでは、水辺空間整備による地域づくり、まちづくりの支援ということで1項目、地域活性化や観光に資する施策の実施として別個2項目立てておりましたが、それらをまとめまして最初に (1)として「地域づくり等の支援」という形でまとめさせていただいております。

それでは、中身につきまして簡単に御説明いたします。

まず、1ページでございます。「はじめに」ということで、「従来の治水政策の効果と課題」ということについてまとめていただいております。1ページは主に治水面でございます。

まず、第1段落目でございますけれども、我が国の社会経済活動は沖積平野に展開されておって、人口・資産が河川の氾濫原に極めて高度に集中しておって、一たび水害を受けると大きな被害を与えるということを述べております。

2 段落目。そういうことを防ぐためにいろいろ治水施策がなされてきたということで、 戦後すぐの台風の襲来に伴って法律の制定だとか長期計画、さらには都市化の進展に伴っ て総合治水対策、あるいは激甚な災害の後の再度災害防止のための事業施策等、それぞれ 重点的な治水事業の実施が進められてきたということを述べております。

3 段落目でございますが、その結果中小規模の洪水に対しては死者・行方不明者、浸水被害面積は減少してきております。一方、都市域において大規模な洪水が一たび発生する

と一般資産を中心とした甚大な被害に発展するという課題があるということと、特に内水被害等を受けやすい地域において資産等が集積しておって、単位面積当たりの水害被害額が増加し、トータルの水害被害額は必ずしも減少傾向になっていないという問題点を指摘しております。

1ページの下からは主に水利用に関する部分でございますが、最後の行で、年間降水量は世界平均の2倍近いのですが、次のページに移りまして、人口1人当たりでは5分の1にすぎない、あるいは急流であるということを述べております。

2ページの2段落目で、このために人口の増加、都市の進展に伴って水需要がふえるということに合わせてダム等による水資源開発が進められてきて、これにより一定の水資源量の確保が図られるとともに、地盤沈下等も抑制される傾向となっているという現状を述べております。

3 段落目でございます。「しかし」ということで、従来の慣行水利だとか河川生態系の維持のための維持流量よりも都市用水の確保が最優先で進められた結果全体的な利水安全度は低いということと、計画が立てられたときと現在の水文資料の状況が少雨化の傾向にございますので、利水安全度の低下が懸念されているということを述べております。

次に、大きくあきまして、その下の方でございますが、主に環境面について述べております。

まず、1段落目でございますが、もともと日本は四季を通じて豊かな自然環境に恵まれておったということでございます。

その次の段落でございますが、河川環境に対する国民ニーズがいろいろ変化してきた。 最初は水質汚濁の関係、次に運動場等としてのオープンスペースとの関係、近年では自然 環境の保全等、いろいろニーズが変化してきている。そのような変化に合わせて河川の施 策もいろいろなされてきているということが一番下の段落に書いてございます。

3ページに移りまして、「しかしながら」ということで、環境だけではなくて、主に洪水処理機能を高めることを優先せざるを得なかった結果、護岸のコンクリート化、生物の生息・生育環境の悪化が見られるということと、そういうことも含めまして、3段落目でございますが、世論調査では水辺の環境等についての評価は「よくなった」、「悪くなった」という評価が拮抗しているということを述べております。

それを「従来の治水政策の効果と課題」という形でまとめております。

次に、(2)といたしまして「新たな時代の要請と治水政策上の課題」ということで、新たなニーズはどういうことが挙がってきているのかということをで述べております。

まず、最初の段落でございます。自然条件の面から見ておりますけれども、地球規模の気候変動、ヒートアイランド化等々がございます。そして、温暖化等の影響を受けて、たくさん雨が降る、あるいは極端に雨が少ない。そういう多いときと少ないときの差が大きくなっていくということで、そのために治水安全度や利水安全度が低下していくことが懸念されるということを述べております。

3ページの下の段落からは社会経済情勢の変化の面でございます。

一番下の段落でございます。土地利用の高度化ということで一般資産被害の増加が懸念されるし現実にも生じているということと、4ページに移りまして一番上の行でございますが、地下空間利用の増加による地下街等における浸水被害の発生等の問題があるという

ことでございます。

2 段落目でございます。少子高齢社会の到来ということで、高齢者の災害弱者の増加ということで、ハードも当然必要でございますが、避難等のソフト対策も含めて対応していくことが必要だということでございます。

その次の段落でございます。経済活動の高度化等に伴って一部の化学物質、「環境ホルモン」と称せられるものでございますが、人体への有害性等が指摘されておって、飲料水の安全性に対する懸念が生じているということでございます。

次の行は、情報化に伴いまして、河川行政においてもさまざまな手段を活用した行政サービスの向上、効率化が求められているということを述べております。

次に少しあきまして、4ページの下の方でございます。国民意識の変化の面からでございます。

その最初の段落でございます。自然環境や防災情報への関心が増大してきているということで、その次の段落で、自然環境に対する国民の関心は高くなっているということと、レジャーやスポーツ等レクリエーションとしての利用、あるいはまた自然保護活動、環境学習等、河川敷の利用に対する多様なニーズが出てきている。それらに対して適切に支援・対応していくことが望まれるということを述べております。

下から3行目あたりでございますが、防災情報の提供に対する国民のニーズが高まっている。

最後から5ページにかけまして、いわゆる説明責任、あるいは行政の透明性の向上ということで、国民の視点に立ったわかりやすい説明が重要になっているということを新しい要請としてまとめてございます。

6ページに移りまして、 章の「新しい時代における安全で美しい国土づくりのための 治水政策のあり方についての基本的考え方」ということで、 (1)が安全で美しい国土づく りを目標とするということでございます。

最初の段落で「国土」というのは何かということを定義してございます。「国土とは単に大地のみをさすのではなく、そこで人間や他の動植物が生きる有機的な空間であり、その営みまで含んだ複合体」という観点でとらえて施策の展開を図る必要があるということを述べてございます。

間があきまして段落が変わりますけれども、21 世紀において、「豊かで質の高い生活環境を実現し、活力ある地域社会を形成するためには、安全で安心できる国土であることが求められる」ということで、自然災害の脅威に対する安全性を確保していくということと、防災に関する安心を確保するために情報が適切に伝わっていくことが必要であるということを述べております。

また、安心できる生活環境という面で、最後の段落でございますが、「飲料水の安全性 を含め良好な水の確保に関する施策が不可欠である」と述べております。

7ページに移りまして、次は「安全で美しい」の「美しい」の定義でございます。「定義することは非常に困難であるが、あえていえば人間の感性に訴え感動を与えるもので、景観などの外見的美しさばかりでなく風土、文化、生態系などから感じとれる内面的な美しさを含めたものである」ということで、とりあえず「美しさ」ということを定義しております。

そして、もともと日本は多様で美しい自然環境を有しておって、自然の脅威を受けながら恵みも受けていたということで、「地域社会と自然との良好な関係を、持続可能な美しさとして再認識していくことが重要である」と述べております。

7ページの中段あたりから、こういう施策を進めるための視点について述べております。

(2)の1段落目でございます。河川というのは流域ごとに自然条件、社会条件、自然環境の条件が異なっておるし、一般の方々、住民と河川のかかわり方も異なっているということで、個々の河川において期待される多様な機能を適切に発揮できるようにしていく視点が重要であるということを述べております。

それとともに、次の段落でございますけれども、河川は河川単独で成り立っているわけではなくて、流域における諸活動によって洪水あるいは平常時、水質汚濁等のさまざまな影響を受けているということで、7ページの最後の行からでございますが、流域全体の視点に立ち、流域の水循環機構を解明し、系全体を定量的に把握する必要があるということを述べております。

以上のようなことの繰り返しになりますが、それらをまとめまして、8ページの第2段落目の最後の行でございます。「河川毎に異なる個性を十分に把握した上で、地域社会と河川との関わりに十分配慮し、地域社会にとって望ましい河川像を創造できるよう、各河川毎の個性を活かした治水政策に取り組んでいく必要がある。」と総括しております。

次の行からは情報の関係でございます。その次の段落につきましては、防災に関する情報について迅速かつ容易に入手が可能となるように。次の段落については、防災情報のほか、自然環境、イベント等、ふだんのいろいろな情報についても共有化していくということを述べております。

さらに、次の「また」以降の段落でございますが、河川管理において、さまざまな活動を行っている市民団体等との連携を一層進めていくということ、さらにはその下の段落、 関係機関との連携ということで、特に下水道行政との連携ということを述べてございます。

8ページの最後、下2行からでございますけれども、美しい国土づくりを追求していく際に、「地域社会にとってどのような河川像が望まれるかについて、地域社会の合意形成の過程を大切にしていく必要がある」と述べていただいております。

具体的に10ページからが「主要な施策展開」でございます。

「 - 1 安全で安心できる国土づくり」といたしまして、下の方の「(1) 流域・氾濫域での対応を含む効果的な治水対策の実施」ということで、11 ページの中段あたりまで。これにつきましては、先ほど が説明いたしました特定都市河川水害対策法案よりももう少し長期的に見た課題も含めて、洪水対策は流域を含めてやっていくということを述べております。

11 ページの真ん中あたりから下の段落でございますけれども、地形、土地利用上の特性から通常の河川改修である連続堤防が有効でないところについては、輪中堤、宅地かさ上げ等々、「地域住民との合意を図りつつ、地域にとって望ましい治水対策を進めていくべき」と述べております。

次の段落では森林について述べております。森林の洪水緩和機能は中小洪水においては 発揮されるものの、大洪水においては顕著な効果が期待できないとされているということ を述べております。また、現在の治水計画はこれらの森林の存在を前提とした計画として 策定されているということで、当然現在ある森林の良好な維持管理がなされるよう適切な 連携を図っていくということと、豪雨時には流木が発生するおそれがあることを考えてお く必要があるということを述べております。

次に 12 ページの「(2) 治水施設の信頼性の向上と治水事業の一層の効率化」ということで、12 ページの上半分は治水施設の信頼性の向上ということで、特にふだんの維持管理における治水施設の機能の維持向上と出水時の水防活動を述べております。

また、中段以降でございますが、地震時における堤防の安全性を確保するため、ゼロメートル地帯等を中心に堤防の耐震対策を進めていくべきと述べていただいております。

最後の段落でございますが、重点化、効率化ということでございます。重点化は当然でございますが、既存の治水施設の有効利用、再開発というようなことで、ダムの容量の弾力的運用だとか、利水容量と治水容量の交換等のダムの再編成等を行う必要があると述べていただいております。

13 ページの (3)は「被害の最小化のためのソフト施策の実施」ということで、ハード施策に加えまして、実際の災害発生時において安全に避難できるシステムを整備することも重要であると述べていただいております。

その中身といたしまして、 (3)の第2段落目でございます。浸水想定区域の公表、あるいはハザードマップの公表等を行っていくべきということと、さらに次の段落で、地下空間における浸水被害を軽減するための対策を進める必要があるということを述べていただいております。

一番下の段落につきましては防災に関する情報。わかりやすく迅速に提供することが可能となるよう情報提供体制の整備を進めるといったことを述べていただいております。

14 ページに移りまして、それ以外といいますか、日常的な情報につきましても十分関係機関と連携を図りつつ情報を提供していくということを述べております。

(4)の「安心できる生活環境の実現」ということで、「流域における水循環系を考慮しつ、取排水系統の見直し等による対応を進めるべきである」と第1段落目で述べていただいております。

その次の段落は安定的な水利用ということで、水利用全体としての安全度を向上させる ということで、ダムの不特定容量の確保をバランスよく進めるべきだとか、水利権の転用、 節水型社会の構築といったことを述べていただいております。

14 ページの最後の段落、「危機管理施策の推進」ということで、先ほどヨーロッパ洪水の紹介もいたしましたが、日本はヨーロッパとは土地利用が違うわけで、一たん氾濫いたしますと広大な面積が浸水いたしますので、最後の行、「引き続き高規格堤防整備等を進めるべきである」と述べていただいております。

15 ページに移りまして、渇水対策につきましても、異常渇水に備えるための渇水対策容量の確保、あるいは渇水調整のことを述べていただいております。

真ん中ほどから、「美しい国土づくり」という観点からの施策でございます。

一番下、「(1) 河川等を活かした地域づくり等の支援」ということで、河川の持つ地域のアイデンティティー機能の発揮、地域固有の歴史、文化、風土を活かした河川整備等が望まれるということ。

16 ページに移りまして、一番上の行、河川を活かしたまちづくりへの期待が高まって

いるということ。そして次の段落で、都市計画行政等との連携を図るべきで、大都市等に おきましては、まちづくりと一体となった高規格堤防の整備を進めるべきというようなこ とでございます。

その次の段落でございますけれども、「山紫水明」という言葉に代表されていますように、もともと河川が我が国の良好な景観の形成に果たす機能や自然体験活動の場としての機能など観光資源としての役割も期待されているということで、それらの地域観光等への支援を進めるべきであるということを述べております。

16 ページの下でございますが、「自然再生への取り組み」というとで、第1段落目で、残された自然環境の保全に加え、過去に失われた自然を積極的に再生するための自然再生事業を推進すべきということと、17 ページに移りまして、自然再生事業の進め方でございますけれども、モニタリングして、その結果を事業にフィードバツクしていくアダプティブマネージメントの手法を採用することが必要であるということと、その次の段落、「河川管理者、専門家、地域住民、市民団体等の多様な主体の参画が重要である」と述べていただいております。

「(3) 水環境の改善を通じた川らしさの確保」ということで、第1段落目、河川の維持流量の確保に努めることは当然でございますが、さらに、河川のダイナミズムを復元するということで、適切な流量変動の確保について取り組んでいくべきということでございます。

次の段落は水質関係でございますけれども、特に閉鎖性水域を中心として、いまだ改善が十分ではございませんので、下水道整備等流域における施策と一体となって一層の水質 改善に取り組んでいくということ。

その次の段落。都市内の河川において平常時の河川流量の回復を図っていくということで、流域での雨水貯留浸透機能の増大を図ることによって平常時の河川流量もふやしていくことが必要であるということを述べていただいております。

17 ページの最後の行から、 (4)の「環境学習等への支援」でございますけれども、動植物の生息・生育空間であるとともに子供たちの環境学習の場としても期待されているということで、そのための水辺の整備や保全を進めるということと、それとも関係いたしますが、「(5) 適正な河川利用の支援」ということで、必要な情報の提供に努めますとともに、利用者の自己責任やマナーの徹底等の啓発、あるいは河川を安全に利用するための指導者育成についての市民団体との連携を図るといったことを述べていただいております。

19 ページからが調査・研究していくべき課題ということで、「今後の治水事業の展開に向けて」ということで 章でございます。

まず、「(1)総合的な水行政の展開」ということで、河川行政単独で実施できるものではないということから、地域社会が有機的に連携して総合的な施策展開を図る必要があるということで、流域を基本単位とした総合的な水行政を展開していく必要があるということと、治水対策のみならず、ふだんの水循環の適正化、健全化という視点から総合的な水管理のための枠組みが重要であるということで、新たな法制度を含めた検討を行う必要があるということでございます。

(2)が「河川環境の整備と保全に関する目標の検討」ということで、平成9年の河川法改正によりまして河川環境の整備と保全が目的に位置づけられたわけでございますけれど

も、その目標につきまして具体的に設定するところまでまだ研究が進んでおりません。ということで、20 ページの上の方に移りまして、「どのような目標を設定することが適当なのかについて、その検討を進めていくべきである」と述べていただいております。

「(3) 治水事業のさらなる効率性の向上を目指して」ということで、雨の予測ができれば、さらに効率的な治水施設の運用ができるわけでございますが、そのための研究開発を進めていくということと、その次の段落で、しかしながら完全な予測というのはあり得ないわけで、予測の精度を上げていくことは当然必要でございますが、予測の結果生じるリスクについても研究を進めていく必要があるということを述べていただいております。

最後、「(4) 地球規模の気候変動等への対応」ということで、近年の水文資料から見ますと降雨量の変動が大きくなるということで、洪水と渇水の両方が従来に比べて多くなっていく傾向にあるということ。また、21 ページに移りまして2段落目でございます。気温のいわゆる地球温暖化が予測されておって、これに伴って降雪量の減少あるいは融雪期の変化が生じて、これらを水資源として活用されている地域においての水利用について問題が生じてくることが予想される。あるいはその次の段落で海水面の上昇、最後の段落でヒートアイランド現象といったことで、このような現象につきまして研究を進めていくとともに、その対策を検討していくことが必要であるということで、調査研究課題を大きく四つ述べていただいております。

以上が、起草委員の方々と相談させていただいて事務局で取りまとめました最終答申案 の概要でございます。

よろしくお願いします。

【分科会長】 ありがとうございました。

では、ただいま御説明のありました件につきまして、御意見、御質問がございましたら お願いします。

委員、何かコメントされることはありますか。

【委員】 中間答申のときにも申し上げたんですが、今度の諮問のポイントだったのは、「美しい国土」というお話があって、さて、これをどう解釈したらいいかということを起草委員の中で議論し、また、分科会の皆さんに再度御議論いただいて、そのとき、私は五等身が美しいと思うとか、八等身でなければだめなんだとかいう議論があって、最後こういう形でまとめました。

結局、地域住民が美しいと言うものが美しいんだということにしました。これは社会資本整備審議会の中の河川分科会ですけれども、いずれ美しい国土の治水政策、あるいは美しい国土の都市政策とか、いろいろな切り口で議論になる最初だろうと思うので、かなり議論しました。委員の皆さんの中で、結局は意見は分かれていないと思うんですが、それぞれの御意見はありながら、「美しい」ということを、いわば地域社会との対話の中から探していこうということにいたしました。それなりに起草委員として関与して、それなりの形になったのではないかと思います。

もう一つは治水の点で、先ほど既に先取りして法律ができつつあるということで、この答申を書きながら、さて、記者の方に、何がポイントでしたか。「美しい」ということはそういうことで説明できますが、治水面で安全な国土としては何ですか、何が生み出されたんですかといえば、先ほどの都市水害等に関する法律等は、一つこれから派生したのか

なと思います。

水利用では何だったのかなと私なりに思いますと、排水と取水とが混乱している河川の 水利用の状況というのは余り望ましくないし、これらの問題意識をまとめていこうではな いかということで、こういう形になったと思います。

環境面については、先ほどの「美しい」という定義の延長上でこのような表現になった と私なりに思っております。

なお、これは起草委員としての立場の意見で、個人的にいろいろ考えると、将来への環境目標の設定という点については引き続き議論がされるべきであり、環境目標という形でとらえるべきなのか、もう少し議論すべきかと思います。

環境の御専門の 委員からの御議論があり、河川法では環境を今度目標にしたというけれど、河川整備基本方針を見るたびに、目次には「環境」という言葉が一言もない、どうなっているのかというお話がありました。しかし、私が専門家の質問を受けても環境の目標が設定できません。専門家御自身のお考えはどうなのでしょうか。例えば毎年長良川ではアユを何十万尾遡上させるべきだとか、利根川ではサケを何尾遡上させるべきかという数値目標になるのでしょうか。これは今後引き続き検討ということになっていますが、委員の皆さんの間で議論なされるべきです。河川管理者や地域社会が河川環境というものを河川整備基本方針の目次にどう書き込んでいくかというあり方を今後考えていったらどうかなと思います。一応この委員会では、整備目標がないので整備目標を書いたらどうだという意見がありました。河川整備基本方針という中に、治水と利水は、例えば洪水は何m³/sを何m³/sにする、利水は何m³/s水利用ができるようにすると、目標が数値的に設定されています。環境は数値的設定というものが正しいのかどうか議論を深めていったらどうかというふうに、これは私の私見として思っております。

【分科会長】 ありがとうございました。

何かございましょうか。

【委員】 最後のところに「地球規模の気候変動等への対応」云々とありますが、21 ページを見ますと、「地球規模の気候変動として気温の上昇が予測されている。これに伴って降雪量の減少や融雪期の変化……」。確かに積雪の問題はあるんですが、もっと大きな、災害とかかわる問題としては、温暖化の進行によって異常気象が多発しやすくなる、あるいは台風が大型化するという問題がありまして、特に台風の大型化というのは物理的にはっきりしております。既にその兆候があらわれているわけですけれども、これはいずれも災害とかかわってくる問題なので、それもここに入れていただければと思うんです。

とにかく今起きていることというのは、今まで地球の大気が体験したことのない極めて ラディカルな変化なのでありまして、その結果が最終的には人間の社会に帰ってきてしま うということなんですが、そんなことは書かなくていいんですけれども、今お話ししたよ うな異常気象の問題と台風の大型化というのは絶対重要な問題。これは治水だけではなく て、人の命を奪う土砂災害対策にかかわってくるので、ぜひ入れていただければというお 願いです。これが一つ。

あとは細かいことなんですが、6ページの下から二つ目の段落の初めのところ。「また、 防災に対する安心を確保」とあります。「防災に対する安心」というのは言葉としておか しい。わからない。つまり、これは「災害に対する安全性」のようなことなのだろうと思 うんですけれど、この言葉は難解でありますので、ほかの言葉にかえていただければ。「防 災に対する安心」というのは多分おかしいです。

それから、これも本当に細かいことです。文字の問題です。1ページの最初の段落の一番下。上から7行目のところに「計り知れない」と書いてあるけれども、この場合は「図かり知れない」だと思いますので、調べていただければと思います。

以上です。

# 【分科会長】 どうぞ。

【委員】 美しさについて五等身と八等身がけんかにならないまとめをしていただいたこと、本当にありがたいと思います。いろいろなところで暮らしている、いろいろな川の周辺で川を愛している人たちに、いいアピールになると思います。

気になることが一つ二つ。 委員が既にお話しになったことですけれども、環境の目標なんですが、やはり流量とかその他で数値というのがどうしても気になってしまう。どこかで定量的でなければいけないというのが気になってしまう。川のこういう計画の場合、数値とか定量性とかいうことが前へ出ちゃうんですけれども、環境に関しては、重要なのは構造とか総合性とかいうことでありますので。つまり、一言に高水敷と言っても、合流点の高水敷なのか、そうじゃないのか。そういう川の全体の中での構造というものがすごく重要なわけで、よく言うランドスケープの構成要素の多様性みたいなもの。それが適切にどう配置されるかというようなことがあるわけで、「構造」とか「総合」とかいう言葉がどこかに入るといいなと思います。

例えば 11 ページの一番下に「流域毎の適切な治水対策を進めるにあたっては、各流域における水循環を定量的」と書いてあるんですが、隗より始めよで、このあたりから表現を変えてしまう。僕は「各流域における水循環」というと頭の中に流域の亜流域分割がぽっと浮かんじゃう人間なので、例えばここに「構造的、定量的」とか入れると、数値目標だけでなくて、流域というのがネステッド・ウォーターシェッズになっていて、こうなっているんだということが引き出しやすいような気がするんですね。

そういうことも受けて、20 ページの一番上です。「どのような目標を設定することが適当なのかについて、その検討を進める」とさらっといっちゃっているんですけれど、こういうところに例えば「その検討を構造的、総合的に」とか。中身は後で丁寧に対応するとして、「構造的」とか「総合的」とかいう言葉を環境目標のところ、あるいは治水そのものの対応のところにも入れていく。定量だけではないんだ。定量に対して定性と言うとよくないから、定性ではなくて「構造」とか「総合」とかいう言葉があったらどうか。

それから気候の温暖化に関することなんですけれども、私は海面上昇をもっともっと重視すべきだという意見を従来から持っています。鶴見川でのいろいろな議論の中では、100年で80cmとか90cm上がってしまうというような予測もあるわけですけれど、本当にそうだとすると本当に低い沖積地の場合は極めて危ない状況になってくるわけです。だとすると、今かろうじて残っている川辺の水田地帯とかそういうところを、100年先のそういう予測を根拠にして遊水地スペースとして確保していくとか、制度的に水田を維持するとボーナスが得られるようにする。それを河川の政策としてやっていくというタイミングなのではないかと思います。先ほどの特定都市河川の水害に関する法律で河川局がイニシアチブをとってつくれる遊水地というところに絡んで、このあたりをうまく使っていただ

きたいなと思います。

【分科会長】 ほかにございますか。

それでは、そろそろ予定の時間になりました。貴重な御意見をいただきましたので、いただきました御意見につきまして、起草委員の方々とも御相談の上、最終答申に反映してまいりたいと思いますが、取りまとめにつきましては御一任いただけますでしょうか。

なお、本日欠席された委員につきましても、御意見等がございましたら、後で事務局へ 提出していただくように御連絡いただいて取りまとめたいと思いますが、よろしゅうござ いますしょうか。

# 〔「異議なし」の声あり〕

【分科会長】 それでは、そのように運ばせていただきます。御一任をいただきまして、 最終答申をまとめさせていただきます。

最後に、本日の議事録につきましては、内容について各委員の確認を得た後、発言者氏名を除いて国土交通省大臣官房広報課及びインターネットにおいて一般に公開することといたします。

本日の議題は以上でございます。これをもちまして河川分科会を終了させていただきます。

長時間ありがとうございました。

3 閉 会